

巻末資料

資料1 災害廃棄物等の発生量の推計方法

1 災害廃棄物（損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物及び片付けごみ）の発生量の推計方法

(1) 推計式

災害廃棄物発生量 | 全体 = 被害棟数 × 原単位

災害廃棄物発生量 (100%) =

損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物 (85%) + 片付けごみ (15%)

(2) 設定数値

○被害棟数（揺れ）：全壊 1,279 棟 半壊 3,201 棟

○被害棟数（液化化）：全壊 10 棟 半壊 20 棟

○被害棟数（焼失）：120 棟

出典：「栃木県地震被害想定調査」（平成 27 年 3 月）の I-473 ページ及び I-482 ページ

○原単位は全壊・半壊原単位は「災害廃棄物対策指針」に示される数値を採用し、（全壊：117 トン/棟、半壊：23 トン/棟）焼失原単位は全壊と同数値と想定した。

○組成割合は「栃木県地震被害想定調査」（平成 27 年 3 月、栃木県）の手法編 II-111 ページ「表 II.7-1 新潟県中越地震における建物 1 棟当たり分類別災害廃棄物重量」を用いた。

○片付けごみの割合は「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）に掲載されている情報（巻末図表 1）より、平成 28 年 4～8 月の処理実績 471 千トンが主に片付けごみとされていることから、災害廃棄物の合計量 2,893 千トンに対する割合を参考に 15%程度と設定した。

巻末図表 1 平成 28 年熊本地震における種類別発生推計量

	処理実績 又は発生 推計量	コンクリート がら	木くず	金属くず	その他（残材等）			
					混合廃棄物（埋立）	可燃物	瓦類等	その他
H28.4～H28.8 処理実績 （千トン）	471	137	45	4	153	68	45	18
割合（%）	100.0%	29.1%	9.6%	0.9%	32.4%	14.5%	9.6%	3.8%
H28.9～H30.3 推計量 （千トン）	2,422	1,233	411	9	263	63	252	190
割合（%）	100.0%	50.9%	17.0%	0.4%	10.9%	2.6%	10.4%	7.9%
合計 （千トン）	2,893	1,371	456	14	416	131	297	208
割合（%）	100.0%	47.4%	15.7%	0.5%	14.4%	4.5%	10.3%	7.2%

（注）小数点以下の四捨五入の関係で合計が合わない箇所がある。

出典：「熊本地震による被害の実態及び災害廃棄物処理の現状と課題」（平成 29 年 7 月 26 日、熊本県）

(3) 推計結果

- 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物が約 20 万トン発生する。これは平時の一般廃棄物排出量（約 1 万トン）の約 20 年分（平成 30 年度比）となる。
- 「不燃物」の発生量が「コンクリートがら」に次いで多く、平時の不燃物排出量（約 540 トン）の約 90 年分（平成 30 年度比）となるため、平時の不燃物最終処分場等の処理先が逼迫することが想定される。
- 「コンクリートがら」の発生量が最も多く、町内全域で約 10 万トン発生するため、再生利用及び処理が課題となる。
- 片付けごみが約 3.5 万トン発生する。
- 片付けごみを粗大ごみの平時の発生量（約 490 トン）と比べると、約 140 倍増（平成 30 年度比）となるため、その円滑かつ迅速な処理が課題となる。
- 片付けごみは発災直後や避難者の帰宅等の時期に集中的に排出されることが想定されるため、仮置き・収集運搬方法に留意する必要がある。

巻末図表 2 災害廃棄物の発生量（単位：トン）

被害要因	被災状況	発生原単位	被害状況	
			棟数	発生量
揺れ	全壊	117 トン/棟	1,279 棟	149,643 トン
	半壊	23 トン/棟	3,201 棟	73,623 トン
	計		4,480 棟	223,266 トン
液状化	全壊	117 トン/棟	10 棟	1,170 トン
	半壊	23 トン/棟	20 棟	460 トン
	計		30 棟	1,630 トン
焼失	全壊	117 トン/棟	120 棟	14,040 トン
合計			4,630 棟	238,936 トン

巻末図表 3 災害廃棄物量の内訳（単位：トン）

区分	割合	発生量
災害廃棄物の発生量	100%	238,936 トン
損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物	85%	203,096 トン
片付けごみ	15%	35,840 トン

巻末図表4 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物（項目別）（単位：トン）

区分1		区分2	可燃・不燃別 重量比率	重量比率	発生量の推計結果
可燃物	可燃粗大	①可燃物	7.9%	2.0%	4,062
	可燃ごみ	①可燃物	18.3%	4.7%	9,546
	木くず	②木くず	16.7%	4.3%	8,733
	廃木材	②木くず	57.1%	14.6%	29,652
可燃物計			100.0%	25.6%	51,993
不燃物	不燃粗大	③不燃物	0.3%	0.2%	406
	不燃ごみ	③不燃物	6.0%	4.5%	9,139
	鉄・アルミ	④金属くず	1.9%	1.4%	2,843
	コンガラ	⑤コンガラ	65.6%	48.8%	99,111
	家電	③不燃物	0.3%	0.2%	406
	廃プラ	③不燃物	1.4%	1.0%	2,031
	ガラス・ 陶磁器	③不燃物	0.8%	0.6%	1,219
	瓦	③不燃物	4.1%	3.0%	6,093
	石膏ボード	③不燃物	4.6%	3.5%	7,108
	壁土	③不燃物	8.5%	6.3%	12,795
	その他	③不燃物	6.6%	4.9%	9,952
不燃物計			100.0%	74.4%	151,103
(可燃物+不燃物)合計				100%	203,096

※「栃木県地震被害想定調査」（平成27年3月、栃木県）の手法編 II-111 ページ「表II.7-1 新潟県中越地震における建物1棟当たり分類別災害廃棄物重量」を編集。

※重量比率は可燃・不燃別重量比率を再算出した値である。

巻末図表5 損壊家屋等の撤去等に伴い生じる廃棄物の集計（単位：トン）

可燃物 (①+②廃木材を除く)	不燃物 (③)	コンクリート がら (⑤)	金属くず (④)	柱角材 (②木くずを除く)	合計
22,341	49,149	99,111	2,843	29,652	203,096

※上表は巻末図表4の区分2で再集計した表である。

## 2 避難所ごみの発生量の推計方法

### (1) 推計式

$$\text{避難所ごみ発生量} = \text{避難所避難者数 (人)} \times \text{発生原単位 (トン/人・日)}$$

### (2) 設定数値

避難所避難者数：2,963 人（当日・1日後）

出典：栃木県地震被害想定調査（平成27年3月、栃木県）

発生原単位は巻末図表6より約0.63kg/人・日

巻末図表6 町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（粗大ごみ除く）

	平成30年度
総人口（人）	31,249
家庭系ごみ排出量（トン/年）	7,212
町民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（kg/人・日）	0.63

※注）粗大ごみ以外の家庭系ごみを対象とし、平成30（2018）年度の収集実績をもとに設定。

巻末図表7 家庭系ごみ排出量 | 平成30（2018）年度実績

	合計(トン/年)	直営収集	委託収集	自己搬入
もえるごみ	6,767	未集計	未集計	未集計
もえないごみ	445	未集計	未集計	未集計

出典：町ごみ排出量集計

### (3) 推計結果

避難所ごみが1日約2トン発生する。平時の家庭系ごみに比べると約1/10程度である。

### 3 し尿の発生量の推計方法

#### (1) 推計式と設定数値

##### し尿収集必要量

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量

① 仮設トイレ必要人数=避難者数+断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数

= (水洗化人口-避難者数 × (水洗化人口/総人口)) × 上水道支障率 × 1/2

② 非水洗化区域し尿収集人口 = 汲取人口 - 避難者数 × (汲取人口 / 総人口)

巻末図表8 し尿収集必要量の設定数値と集計

区分		数量	
①仮設トイレ必要人数	断水による仮設トイレ必要人数	H30人口(H31.4.1)	31,249人
		し尿汲取り人数(H30)	499人
		水洗化人口	30,750人
		避難者数	4,938人
		断水人口	22,370人
		上水道支障率	72%
		小計	10,020人
小計	12,983人		
②非水洗化区域し尿収集人口	し尿汲取り人数(H30)	499人	
	避難者数	4,938人	
	H30人口(H31.4.1)	31,249人	
	小計	452人	

#### (2) 推計結果

- し尿発生量(収集必要量)が1日約25kL発生する。
- 発災直後は、断水や避難者の集中により仮設トイレが不足する可能性が高い。
- し尿収集はバキュームカー等の専用車両で行うため、車両台数の不足や平時と異なる収集運搬ルート等が課題となる。

##### し尿収集必要量 25 (kL/日)

= 災害時におけるし尿収集必要人数 × 1人1日平均排出量

= (①仮設トイレ必要人数 + ②非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量

= (①14,259(人) + ②420(人)) × 1.7(L/日・人)

= 25(kL/日)

資料2 一次仮置場の必要面積の算定方法

一次仮置場の必要面積は、「処理スケジュールを考慮した面積の算定方法」を用いて算定した。

「処理スケジュールを考慮した面積の算定方法」とは、想定する処理スケジュールに基づく災害廃棄物の仮置場への搬入量及び仮置場からの搬出量から仮置量を推計して必要面積を算定する方法である。すなわち、仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を保管できる面積として求めるという考え方である。仮置場における災害廃棄物の搬入・搬出を考慮した方法であり、より実態に近い必要面積の算定を行う方法である。

(1) 必要面積の算定式

$$\text{面積} = \text{仮置量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

仮置量 = 災害廃棄物の搬入量 - 搬出量

搬入量 : 搬入スケジュールに基づき設定

搬出量 : 搬出スケジュールに基づき設定

見かけ比重 : 可燃物 0.4 (t/m<sup>3</sup>)、不燃物 1.1 (t/m<sup>3</sup>)

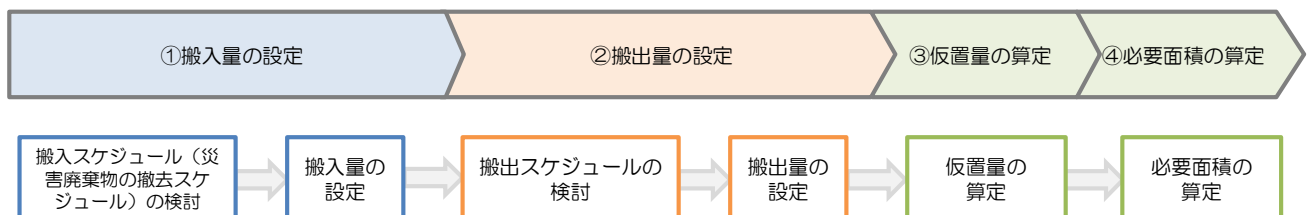
積み上げ高さ : 5m以下が望ましい。

※コンクリートがらや土砂等、5m以上積み上げても火災発生リスクが少ない種類については、積み上げ高さを個別に設定してもよい。

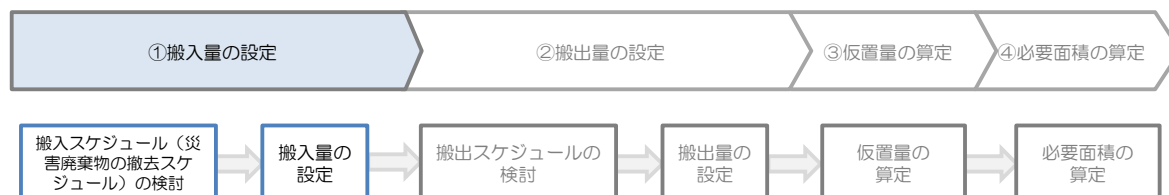
作業スペース割合 : 100%

(2) 必要面積の算定手順

仮置場の必要面積は、「①搬入量の設定」⇒「②搬出量の設定」⇒「③仮置量の算定」⇒「④必要面積の算定」の手順で算定した。



① 搬入量の設定



【搬入スケジュールの検討】

- 片付けごみの搬入開始時期や終了時期、建物撤去（必要に応じて解体）の開始時期や終了時期を設定した。

設定した搬入スケジュール

- 発災直後から片付けごみの排出が開始され、4ヶ月後で終了する計画とした。
- 発災5ヶ月目から本格的に建物撤去（必要に応じて解体）を開始する計画とした。
- 発災から24ヶ月で建物撤去（必要に応じて解体）を概ね終了する計画とした。

【搬入量の設定】

- 上記で設定した搬入スケジュールに基づき、片付けごみ・解体がれきの発生量（可燃物、不燃物）をそれぞれの搬入期間で除することで、月毎の搬入量を算定した。また後段で仮置量を算定するために累積搬入量を算定した。片付けごみや解体がれきの搬入量を日毎・月毎に予測することができれば、より実態に近い必要面積の算定が可能となるが、発災前や発災直後から日毎・月毎の搬入量を予測することは難しい。そのため、ここでは毎月、均等に災害廃棄物が仮置場へ搬入される（片付けごみは発災1ヶ月目から4ヶ月後まで、解体がれきは発災5ヶ月目から24ヶ月目まで均等に搬入される）ものと仮定して搬入量を設定した。

巻末図表10 搬入される災害廃棄物

			発生量（トン）
解体がれき	可燃物	可燃物	13,608
		柱角材	38,385
	不燃物	不燃物	49,149
		コンクリートがら	99,111
		金属	2,843
片付けごみ	可燃物		8,602
	不燃物		27,238

※) 片付けごみ可燃物・不燃物の割合の設定根拠

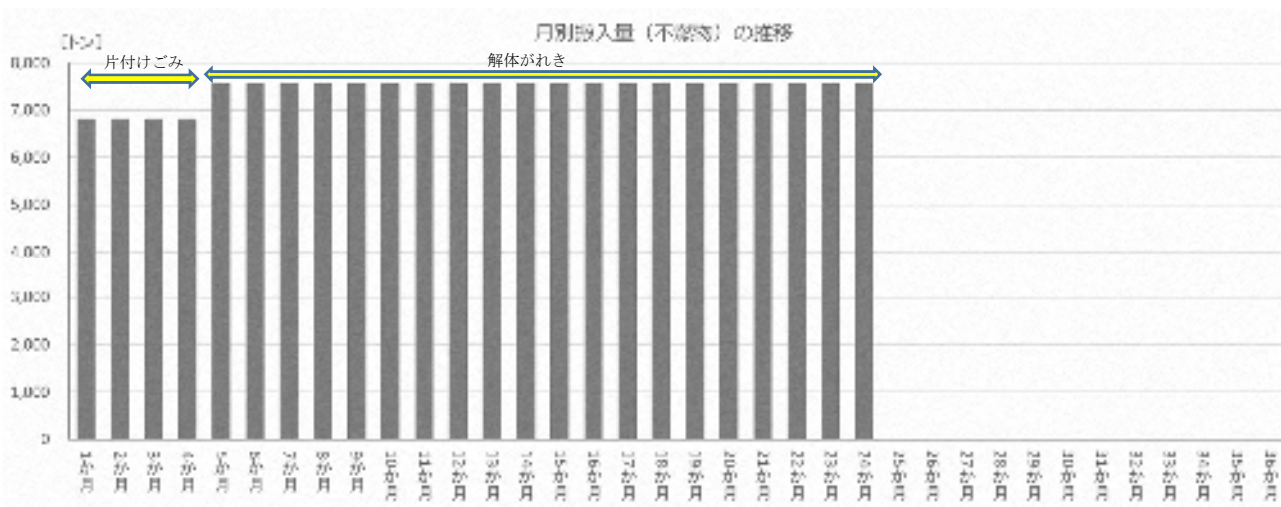
巻末図表1より、片付けごみの可燃物（木くず、可燃物）は約24%、不燃物は約76%と設定した。

設定した搬入量

巻末図表 1 1 月別搬入量（可燃物）

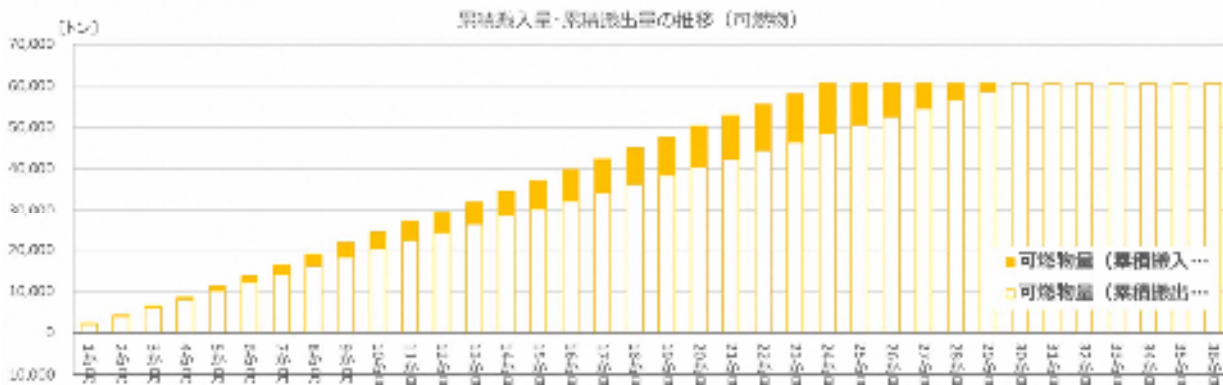


巻末図表 1 2 月別搬入量（不燃物）

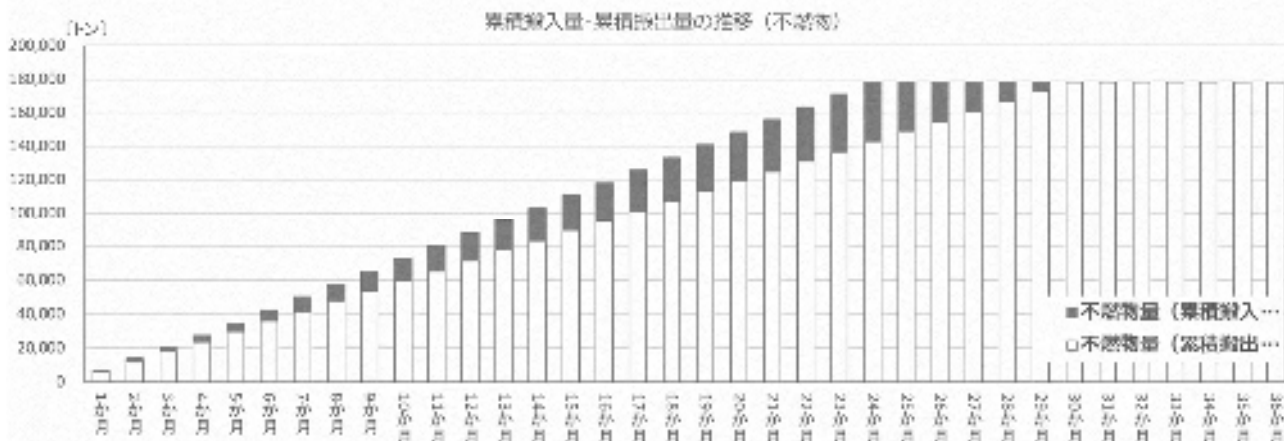




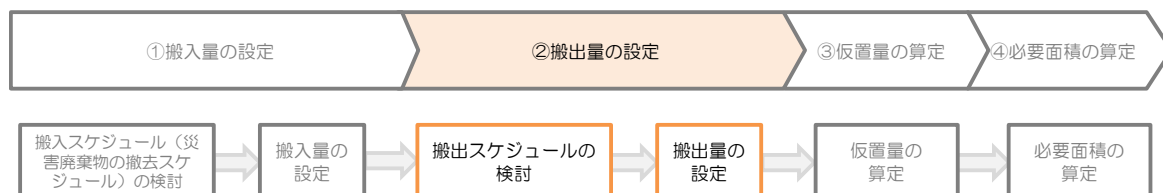
巻末図表 1 3 累積搬入量・累積搬出量の推移（可燃物）



巻末図表 1 4 累積搬入量・累積搬出量の推移（不燃物）



## ② 搬出量の設定



### 【搬出スケジュールの検討】

- 二次仮置場の設置時期や処理先への搬出スケジュールを設定した。

### 設定した搬出スケジュール

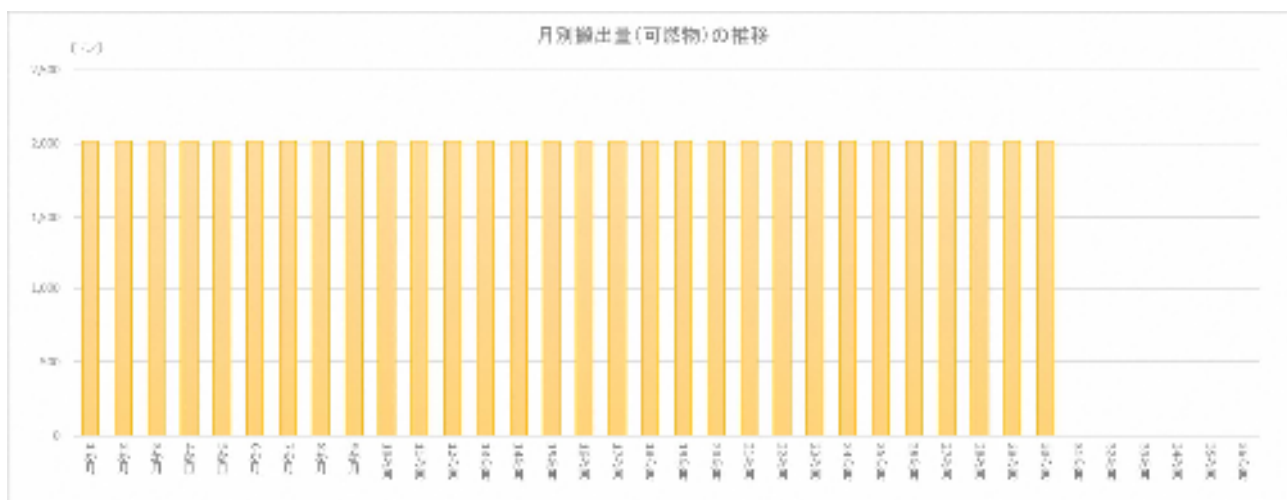
- 処理目標は3年とした。
- 片付けごみの推計発生量が少ないことや、処理先への調整を要することから、5ヶ月目から搬出するものとした。
- 発災から34ヶ月後に仮置場からの搬出を終了する計画とした。
- 残り6ヶ月で仮置場の現状復旧を行う計画とした。

### 【搬出量の設定】

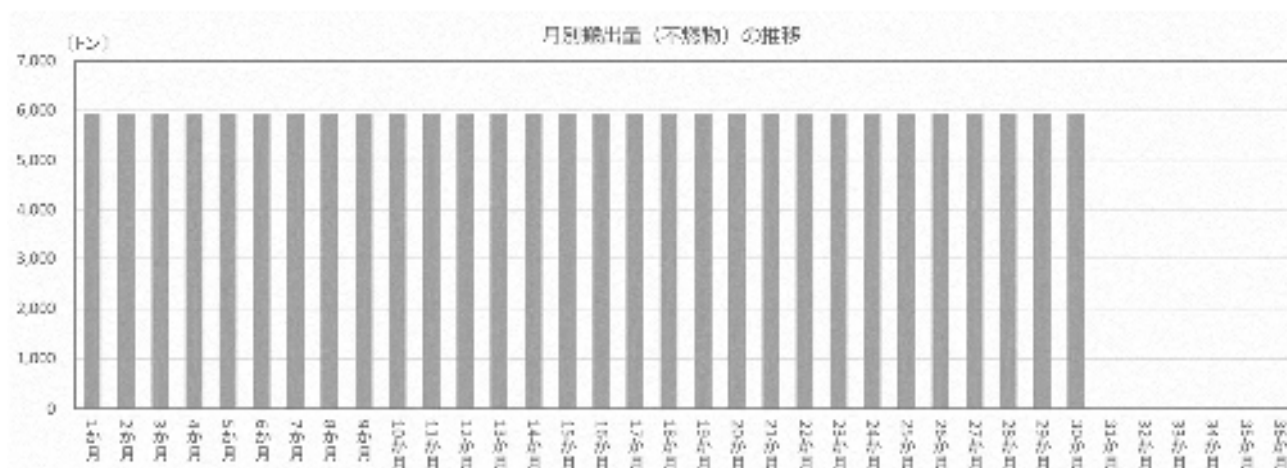
- 上記で設定した搬出スケジュールに基づき、処理期間30ヶ月にわたって毎月均等量を搬出すると仮定して、組成別（可燃物、不燃物）発生量を搬出期間で除することにより月毎の搬出量を設定した。また後段で仮置量を算定するために累積搬出量を算定した。

設定した搬出量

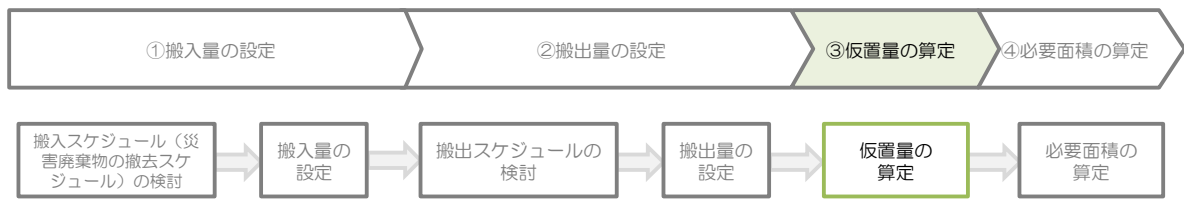
巻末図表 15 月別搬出量（可燃物）



巻末図表 16 月別搬出量（不燃物）



### ③ 仮置量の算定



#### 【仮置量の算定】

- 「①搬入量の設定」及び「②搬出量の設定」で設定した累積搬入量及び累積搬出量から、月別仮置量を算定した。仮置量は災害廃棄物の種類毎（可燃物、不燃物）に算定した。

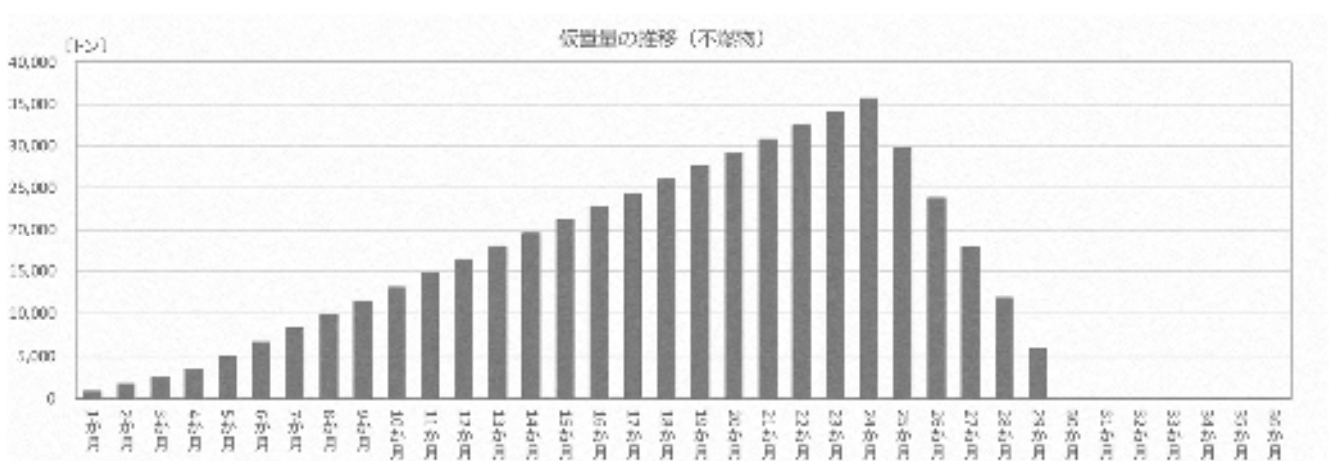
$$\text{仮置量} = \text{累積搬入量} - \text{累積搬出量}$$

算定した仮置量

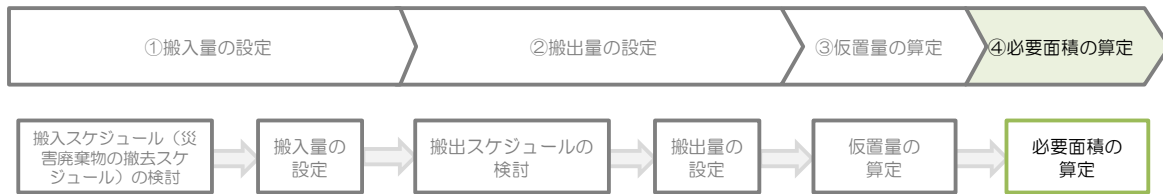
巻末図表 17 仮置量（可燃物）



巻末図表 18 仮置量（不燃物）



#### ④ 必要面積の算定



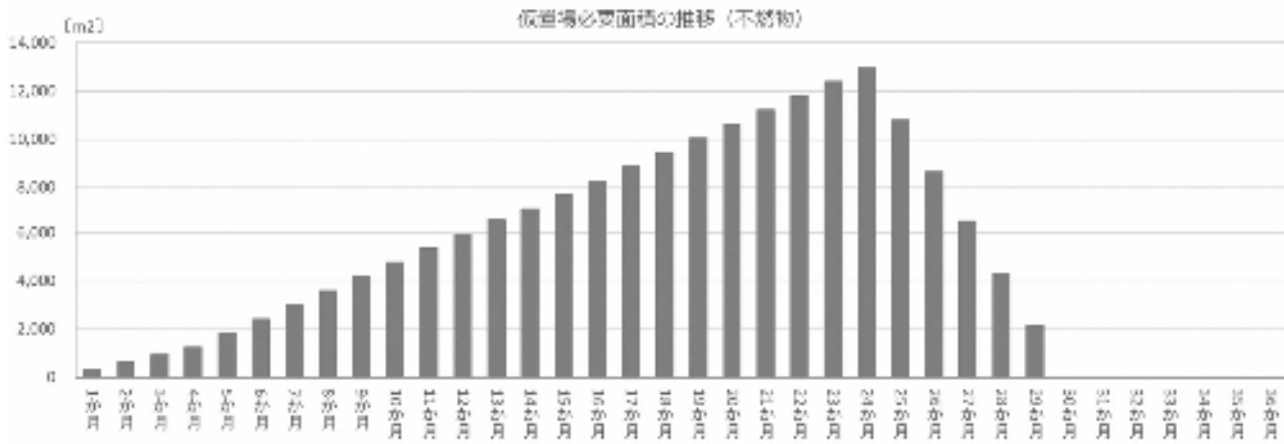
#### 【必要面積の算定】

- 「③仮置量の算定」で設定した仮置量をもとに、冒頭で示した推計式により必要面積を算定した。必要面積は災害廃棄物の種類毎に算定し、種類毎の必要面積を合算することで全体の必要面積とした。
- 迅速な災害廃棄物対応のためには最大面積を事前に確保しておくことが重要であるが、平時や発災直後から最大面積を確保しておくことが困難な場合は、月毎の必要面積の算定値を参考に段階的に確保していく。

巻末図表 19 月別の仮置場の必要面積の推移（可燃物）



巻末図表 20 月別の仮置場の必要面積の推移（不燃物）



巻末図表 2-1 仮置場の候補地リスト

No.	名称	所管	敷地面積	有効面積	他の用途指定
1	いきいきプラザ 第1南駐車場	健康福祉課	約 6,300 m <sup>2</sup>	約 6,300 m <sup>2</sup>	
2	富士山公園	都市建設課	約 20,000 m <sup>2</sup>	約 12,000 m <sup>2</sup>	
3	農村環境改善センター	農政課	約 10,000 m <sup>2</sup>	約 3,200 m <sup>2</sup>	
4	多功南原公園	都市建設課	約 10,000 m <sup>2</sup>	約 3,600 m <sup>2</sup>	
5	ゆうき公園	都市建設課	約 20,000 m <sup>2</sup>	約 5,000 m <sup>2</sup>	ヘリコプター 発着場
6	旧石橋地区消防組合 上三川分署	総務課	1,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>	



資料3 一次仮置場の設置・管理・運営に必要な資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○	

【設置】

・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼動範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

- 受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



【処理】

- フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



- 移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



- 運搬車両  
 (パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アーム  
 ロール車等)  
 仮置場へ災害廃棄物を搬入する。  
 処理先へ災害廃棄物を搬出する。  
 アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使  
 うことも可能である。



### 【作業員】

- 保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、  
 耳栓  
 仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のため  
 の保護マスク（国家検定合格品）や、安全対策（有  
 害廃棄物、危険物対策、騒音対策）としてめがね、  
 手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止）、耳栓（必  
 要に応じて）を装着して作業を行う。



- 休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ  
 一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食  
 をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場  
 の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置  
 する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要  
 に応じて設置する。



- クーラーボックス  
 休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて  
 準備する。

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



- ・防塵ネット  
廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



- ・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車  
処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスイーパー等により清掃する。



- ・発電機  
電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



- ・消臭剤  
臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



- 殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

- 放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- 掃除用具

仮置場及びその周辺の美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

資料4 災害廃棄物関係補助金

巻末図表22 災害等廃棄物処理事業費補助金

1. 目的

暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な天然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、「災害等廃棄物処理事業費補助金」により被災市町村を財政的に支援することを目的。(タイトルの「等」は災害起因以外の漂着被害を指す。)

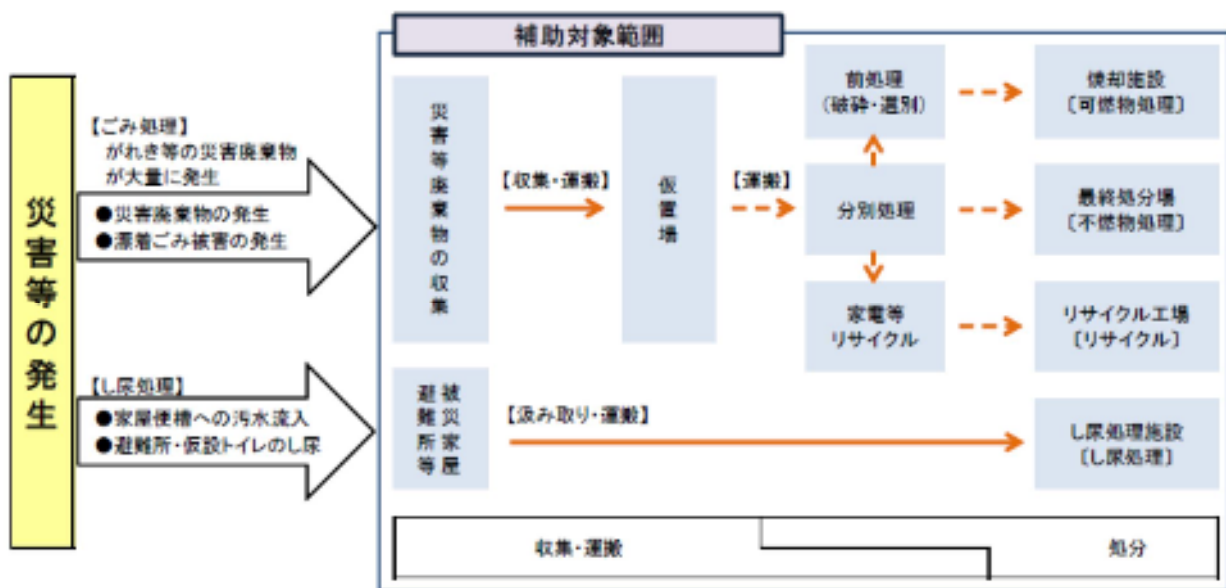
2. 事業主体

市町村(一部事務組合、広域連合、特別区を含む)

3. 対象事業

- 市町村が災害(暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)その他の事由(災害に起因しないが、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害)のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。
- 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく避難所の開設期間内のもの。

【災害等廃棄物処理事業の業務フロー】





4. 要件

事業費総額が指定市で 80 万円以上、市町村で 40 万円以上であること

5. 補助率

1/2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額とを比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

－「寄付金・その他収入」 いずれか安価 = 国庫補助対象事業費

「総事業費」

1,000 円未満切り捨て

6. その他

本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

【総事業費と補助金額、特別交付税措置の負担割合のイメージ】

総事業費		
国庫補助対象事業費=100		対象外 =α
国庫補助率1/2=50	補助うら8割(特別交付税) =50×0.8=40	市町村負担 =10+α

※「補助率1/2、補助うら8割」は国庫補助対象事業費を100としてのものである。

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成26年6月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成30年3月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

## 巻末図表 23 廃棄物処理施設災害復旧事業

## 1. 目的

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧する。

## 2. 事業主体

地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合。広域連合を含む）、廃棄物処理センター・PFI 選定事業者・広域臨海環境整備センター、日本環境安全事業株式会社※産業廃棄物処理施設、PCB 廃棄物処理施設の被害にあっては環境省環境再生・資源循環局環境再生施設整備担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室、広域廃棄物埋立処分場の被害にあっては同企画課において実地調査等を担当する。

## 3. 対象事業

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧すること及び応急復旧事業。

## 4. 補助率

1/2

各年度の補助対象事業に係る「実支出額」と各年度の「総事業費」から「寄付金・その他収入額」を差し引いた金額と比較していずれか少ない方の額が国庫補助対象事業費となる。

「実支出額」

－「寄付金・その他収入」 いずれか安価 ＝ 国庫補助対象事業費

「総事業費」

1,000 円未満切り捨て

## 5. その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで））

出典：「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」（平成 26 年 6 月）

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」（平成 30 年 3 月、環境省東北地方環境事務所・関東地方環境事務所）

上三川町災害廃棄物処理計画

---

発行 令和2（2020）年6月

編集 上三川町 地域生活課

〒 329-0696

住所 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL 0285-56-9131 FAX 0285-56-6868

E-mail [seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp](mailto:seikatsu01@town.kaminokawa.lg.jp)

---